

学校給食等における有機栽培米等の調達に関する協定書

泉大津市、高石市及び忠岡町（以下「2市1町」という。）は、地域の持続的な発展に向けて広域で連携し、地域における課題解決と地域の活性化を図ることを目的に、令和5年10月16日に「泉大津市、高石市及び忠岡町における2市1町広域連携に関する協定書（以下「2市1町連携協定」という。）」を締結している。社会課題の一つである、「食」の課題について、泉大津市（以下「甲」という。）の「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」に基づき、高石市（以下「乙」という。）においても、未来を担う子どもたちへの安全・安心な食の提供及び米の調達の安定化・効率化を目的とし、乙の学校給食等において、甲が農業連携団体から調達している有機栽培米等の導入を目指すにあたり、2市1町連携協定第2条第7号に基づき、その目的を効率的かつ効果的に推進するため、次のとおり、協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「有機栽培米等」とは、有機JAS認証を取得した米又は特別栽培米をいう。
2 この協定において「農業連携団体」とは、甲が農業連携協定を締結している、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体又は同条第3項に規定する特別区をいう。

（目的）

第2条 この協定は、有機栽培米等の調達に関する基本事項に関し、甲乙の合意事項について定め、学校給食等における安定的な米の調達の円滑化と効率化を図り、市民の健康を増進することを目的とする。

（対象事業）

第3条 乙において有機栽培米等を導入する事業は、次のとおりとする。
事業 小学校給食、中学校給食、その他市民の健康増進に関する事業

（仕様）

第4条 有機栽培米等の仕様は、購入数量、規格のほか必要な内容について甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（契約）

第5条 契約に当たっては、乙が指定した米穀事業者と協議のうえ、同業者と米穀の調達、運送、加工管理等の委託業務について締結する。

（調達）

第6条 乙の有機栽培米等の調達に当たっては、乙は、甲が締結している農業連携団体に対し、甲、乙及び農業連携団体と協議の上、第5条に基づき発注するものとする。なお、調達した有機栽培米等の納品等については、乙が指定した米穀事業者が実施するものとする。

（変更・解除）

第7条 この協定を変更又は解除する際は、甲乙で協議の上、必要な措置を講じるものとする。

（協定の発効及び期間）

第8条 この協定は、令和8年4月1日から発効するものとする。
2 本協定に係る期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも前条に基づく申し出がない場合は、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月16日

甲 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市 市長

南出 賢一

乙 高石市加茂4丁目1番1号
高石市 市長

畠中 政昭